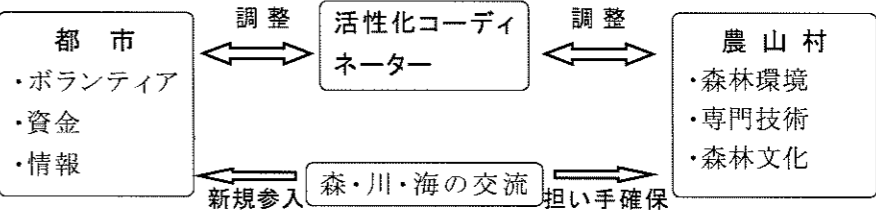


「県民一人一人が参画する森林づくり」の事業に関する書き込み一覧

県民一人一人が参画する森林づくり (平成16年12月公表)	福島県森林審議会答申 (平成16年11月)	森林との共生を考える県民懇談会報告書 (平成16年7月)												
1 県民憲章で理念を明確にします(略)	1 県民参画のための基本理念の構築(略)	1 県民参画のための基本理念の構築(略)												
2 森林との共生関係を形成します 森林の役割を理解し、森林を守り育てる心を育み、森林との共生関係を形成します。	2 森林との共生関係の形成 県民の森林に対する関心の高まりを森林の適正な管理に結びつけるため、県民が森林環境学習や森林ボランティアによる森林管理など多岐にわたる森林づくりの計画に加わり、自ら行動し、さらに、その成果が新たな施策に結びつくような、県民参画を推進する仕組みづくりが必要であるとする。	2 県民参画の推進 県民の森林に対する関心の高まりを森林の適正な管理に結びつけるため、県民が環境学習や森林ボランティアによる森林管理など多岐にわたる森林づくりの計画に加わる必要があります。 さらに、その成果を新たな施策に結びつける県民参画を推進する仕組みを構築する必要があります。												
<p>(1) 森林環境学習を推進します 森林の役割や森林文化を広く県民に理解していただき、森林との共生関係を形成するため、森林環境学習の場としての森林管理や指導員の養成、学習プログラムの作成に取り組み、全ての児童が森林環境学習を受けられる体制を整備するなど学校教育と生涯教育の視点で条件を整備します。</p> <p>(想定される事業一覧) ○森林環境学習の場としての森林の整備 ○指導者の育成 ○学習プログラムの作成 ○全ての児童が森林環境学習を受けられる体制の整備 など</p>	<p>(1) 森林環境学習の推進 県民一人ひとり、特に将来森林を引き継ぐ青少年が、森林での遊びや学びを通じて、自然の摂理や命の尊さを感じ取りながら人格を形成していくことが非常に大切であり、森林環境学習のための場の整備と学習プログラムの開発、さらには林業体験や森林環境教育活動等を推進する。</p> <p>(施策の提案) ③森林環境学習に関する指導者を養成するとともに、各地域において森林との共生を考えるオープンゼミナールを開催する。 ④県民が主体となり森林との共生について学ぶ場と、指導員や学習設備に関する支援体制を整備する。 ⑤全ての小学生を対象として森林との共生について学ぶための学習会をフォレストパークあだたらや自然の家などで実施する。 ⑥全ての小学校を対象として森林との共生について学習するための身近な森林の整備、指導者の派遣や教材提供の支援を行う。</p>	<p>(1) 森林環境学習の推進(キーワード:森に遊び、学ぶ) 県民一人ひとり、特に森林の未来を引き継ぐ青少年が、森林での遊びや学びを通じて、自然の摂理や命の尊さを感じ取りながら人格を形成していくことが非常に大切です。そこで、学習のための森林の整備と学習プログラムの開発、さらには林業体験や森林環境教育活動等を推進する必要があり、次のような仕組みなどについて提案します。</p> <p>(仕組みの例)</p> <p>■森林環境学習の推進 県民一人ひとりが林業・木材産業の役割や森林環境の重要性について学ぶとともに、その研修・交流等を通じて農山村の活性化と森林整備の推進に寄与することを目的として、森林環境学習を行う条件を整備する。 特に、小学生が宿泊研修や学校林活動の機会などを活用して林業体験や森林環境学習を行うとともに、併せて林業の技術を有する森林組合職員やもりの案内人等の研修を行い必要な人材の確保とカリキュラムの開発など指導体制を整備する。</p> <div data-bbox="1923 1381 2733 1612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">調整 ← コーディネーター → 調整</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <b>都市側</b> (小中学生・ボランティア) ・林業体験 ・森林環境学習             </td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; vertical-align: middle;">                 ・森林環境学習 ・森林環境保全活動 ・地域(世代)交流             </td> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <b>農山村側</b> (森林組合・NPO法人) ・森林整備 ・指導員養成登録             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇐</td> <td style="text-align: center;">⇐</td> <td style="text-align: center;">⇐</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇐</td> <td style="text-align: center;">⇐</td> <td style="text-align: center;">⇐</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇐</td> <td style="text-align: center;">⇐</td> <td style="text-align: center;">⇐</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">経費負担 ← 教室提供</p> </div> <p>■(仮称)環境学習の森林の整備 森林の保育管理や木材の生産などの林業の営みをはじめとして林内に生息する昆虫類や動物類、さらには水辺の動植物の生態系など、森林の環境について学習するため、既存の学校林や森林公園、さらには活発に林業経営が行われている森林などを活用して、県内各地域に特色ある環境学習の森林を整備する。</p>	<b>都市側</b> (小中学生・ボランティア) ・林業体験 ・森林環境学習	・森林環境学習 ・森林環境保全活動 ・地域(世代)交流	<b>農山村側</b> (森林組合・NPO法人) ・森林整備 ・指導員養成登録	⇐	⇐	⇐	⇐	⇐	⇐	⇐	⇐	⇐
<b>都市側</b> (小中学生・ボランティア) ・林業体験 ・森林環境学習	・森林環境学習 ・森林環境保全活動 ・地域(世代)交流	<b>農山村側</b> (森林組合・NPO法人) ・森林整備 ・指導員養成登録												
⇐	⇐	⇐												
⇐	⇐	⇐												
⇐	⇐	⇐												

<p>県民一人一人が参画する森林づくり (平成16年12月公表)</p>	<p>福島県森林審議会答申 (平成16年11月)</p>	<p>森林との共生を考える県民懇談会報告書 (平成16年7月)</p>
<p>(2) 森林文化を復興します                      森林を保全しながら有効に利用するための知恵や技術、生活様式など先人の暮らしや労働の中で育んできた森林文化を生かした森林づくりを進めるため、森林文化を発掘し、保存や承継に取り組む県民の活動を支援するとともに、それを県内はもとより全国に発信します。</p> <p>(想定される事業一覧)                      ○森林文化を発掘、保全、継承する取組みの支援                      ○全国への情報発信 など</p>	<p>(2) 森林文化の復興                      先人達が労働や暮らしの中で育んできた森林の文化や木の文化を見直し、その「森の知恵」を活かした森林づくりを進め伝承していくことが重要であり、そのための県民活動を推進する。</p> <p>(施策の提案)                      ⑦森林文化の発掘・保全・継承のための情報収集・発信を行う。                      ⑧次代を担う生徒により森林文化の取材、取りまとめ、紹介を行う。また、先人が築き上げてきた豊かな森林文化について考える取組みを支援する。                      ⑨全国に誇れるふくしまの森林文化を承継している山村住民の活動支援や情報発信を行う。</p>	<p>(2) 森林文化の復興(キーワード:森に働き、暮らす)                      先人達が労働や暮らしの中で育んできた森林の文化や木の文化を見直し、その「森の知恵」を活かした森林づくりを進め伝承していくことが重要です。また、そのための県民活動を推進する必要があり、次のような仕組みなどについて提案します。</p> <p>(仕組みの例)                      ■里山の暮らしに関する文化の復興                      森林との結びつきの強い里山の暮らしを大切にするため、茅場などの入会地や共有地に関する里山の掟や地域の言い伝えなどの里山を守る仕組みを発掘し伝承していく。                      ■森林を守ってきた達人などの顕彰と活用                      長年強い使命感を持って森林・林業を支えてきた木こりや木地師、さらには炭焼きの達人などを顕彰し、その技術や文化を伝承するとともに、その知恵を森林づくりに活かしていく。                      ■森林を通じた地域間交流の復興                      江戸時代などに遡って、森・川・海をつなぐ水の循環を通じた交流の歴史や塩の道や峠などを利用した交流の歴史について、古地図などから発掘し、今日的な視点で森林を通じた地域間交流に活かしていく。</p>
<p>(3) 森林ボランティア活動を支援します                      県民の参画を推進するため、森林づくりに関心のある県民や森林づくりの場を提供する森林所有者等を橋渡しするシステム作りや、ボランティア活動が持続的に行えるよう活動場所の確保などを支援します。</p> <p>(想定される事業一覧)                      ○県民同士や森林所有者等を橋渡しする仕組みづくり                      ○ネットワークの強化                      ○ボランティアの活動場所の確保 など</p>	<p>(3) 森林ボランティア活動の推進                      森林づくりに関心を持っている県民同士、さらには森林づくりの場所を提供する森林所有者等を橋渡しをする仕組みやネットワークの強化、森林ボランティアなどの活動が持続的に行われる仕組みなどが必要であり、そのための体制づくりを推進する。</p> <p>(施策の提案)                      ⑩森林ボランティアの活動フィールドの確保や活動を支援する仕組みを整備する。</p>	<p>(3) 森林ボランティア活動の推進(キーワード:森を守る)                      森林づくりに関心を持っている県民と森林づくりの場所を提供する県民との橋渡しをする仕組みや森林ボランティアなどの活動が持続的に行われる仕組みなどが必要であり、そのための体制づくりや拠点整備を推進する必要があり、次のような仕組みなどについて提案します。</p> <p>(仕組みの例)                      ■(仮称)ボランティアの森林に関する支援                      ボランティア団体などが自由な発想で森林づくりができるよう、管理の行き届かない人工林や不在村者保有の放置された森林などを長期協定に基づき活動拠点として貸与するしくみをつくり、活動を支援する。                      また、地域住民の団体等が行う水源地域の森林整備やゴミ投棄による汚染防止対策など森林環境の保全、さらには森・川・海を一体的にとらえた循環の理念のもと、良質な水環境を保全する活動に対して支援する。</p>

<p>県民一人一人が参画する森林づくり (平成16年12月公表)</p>	<p>福島県森林審議会答申 (平成16年11月)</p>	<p>森林との共生を考える県民懇談会報告書 (平成16年7月)</p>
<p>3 森林を適正に保全します 生活に密着した森林を適切に保全するとともに、新たな森林産業の創設を目指します。</p>	<p>3 森林環境の適正な保全 森林の働きにより形成される県民の安全な生活環境や、全国に誇る水環境を将来にわたって維持するためには、森林が適正に保全されて公益的機能が十分に発揮されることが不可欠である。 本県森林の広大さ、危険を伴う急傾斜地での作業や重労働など作業の困難性を克服してこれらの課題に対応していくためには、山村に定住する担い手による日常生活や林業生産活動を通じた森林管理が持続的に行われる必要があり、その重要性を県民が理解し、新たな森林・林業の活性化方策による森林づくりに参画する必要があると考える。</p>	<p>3 森林・林業活性化の支援 森林は、農山村の疲弊と林業の採算性の悪化等により、ますます林業経営意欲が減退していることから、適正に管理されずに放置されてきています。 そこで、森林を守り育てるためには、木材資源の循環利用の推進や林業担い手の農山村への定住促進等により、林業・木材産業の持続的発展を図るなど、農山村の活性化と森林・林業の活性化を支援する仕組みを構築する必要があります。</p>
<p>(1) 生活に密着した森林を適正に保全します 全国に誇る水環境や安全で快適な生活環境を保全するため、県民生活に密着し、緊急に適切な管理を実施する必要のある区域について、森林を保全するための計画を策定し、森林所有者と自治体が皆伐を行わないなどの協定を締結した森林の整備に対して支援します。</p> <p>(想定される事業一覧) ○緊急に整備する森林に対する支援など ※公益的機能を確保するために緊急な整備が必要で、協定により皆伐を行わないなど長期にわたる公益的機能の発揮が担保された森林に限る。</p>	<p>(1) 森林環境の適正な保全への支援 地域における木材資源の循環的な利用が森林環境の保全に貢献することから、県民の理解を深め、地元産木材の利用などを通じた間接的な森林整備への参画機会を提供するなど、県民による林業・木材産業の持続的な発展への支援により、森林の公益的機能の維持増進を図る。 なお、手入れが行き届かないため公益的機能の低下が懸念される森林については、適正な管理を推進する。</p> <p>(施策の提案) ①全ての民有林の中から森林文化を育む機能、水環境を守る機能、安全な暮らしを守る機能に着目して保全の必要な区域を選定し、適切な施業管理を行う計画を樹立する。 ② ①の計画が樹立された区域について、森林所有者等と市町村との間で長期間森林の公益的機能を確保するための協定を締結し、これに基づく森林施業の実施を支援する。 ③地球環境保全の観点から、森林認証制度を受けようとする森林所有者等を支援する。</p>	<p>(1) 林業・木材産業の持続的な発展の支援 森林は、土地と結びついた貴重な環境資産であり、県民にとって安全・安心な生活環境や良質な水環境の確保、人々の豊かな暮らしや地域経済の発展と深い関わりを持っています。このことから、森林・林業の持続的な発展はもとより、民有林・国有林を通じた県土の森林を一体的に捉えて公益的機能の発揮を確保するため、森林環境を適正に保全管理していく必要があり、次のような仕組みなどについて提案します。</p> <p>(仕組みの例) ■森林環境の保全管理の推進 重視すべき機能区分として「水土保全林」に区分される森林は、土砂災害の防止や水源かん養などの公益的機能の発揮を通して県民生活に密接な関係を有している。そこで、県民の安全な暮らしと良質な水環境を保全するため、森林の持つ機能を独自に調査・評価し、森林の地理情報システムや森林の健全性などを認証する制度を活用して、森林環境を保全するエリアとして適正に管理していく。 また、不在村者保有森林等、適正な管理が行き届かないまま放置され、公益的機能の衰退が懸念させる森林については、意欲のある管理主体に施業や経営を集約させ、その適正な管理を確保する。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[県民の参画と支援] --- B[森林・林業の人材と技術]     A --&gt; C[森林環境の適正な保全管理と 森林・林業の持続的な発展]     B --&gt; C             </pre> </div>

<p>県民一人一人が参画する森林づくり (平成16年12月公表)</p>	<p>福島県森林審議会答申 (平成16年11月)</p>	<p>森林との共生を考える県民懇談会報告書 (平成16年7月)</p>
<p>(2) 森林管理の担い手となる人々の取組みを支援します 山村の住民による森林管理が持続して行われるよう優れた自然景観や豊富な農林水産物、卓越した技能などを生かした山村活性化への取組み、山村体験留学受入れ等の取組み、森林管理に必要な専門知識や技術の習得と新たな定住化を支援します。</p> <p>(想定される事業一覧) ○森林資源の利活用の推進 ○森林管理を担う技術者の新たな定住を支援 など</p>	<p>(2) 農山村活性化への支援 農山村の持つ森林と共生する生活の知恵や技術を見直し、文化や環境を資源として捉え、都市が持つ情報や資金などの資源との交流を進め、新規参入による担い手の確保やふるさとへの誇りと愛着を醸成することにより定住の促進を図るなど、将来にわたり森林を守り育てる主体となるべく農山村の活性化を支援する。</p> <p>(施策の提案) ⑭地域の森林文化に根ざした資源や人材を活かした山村活性化への取組みを支援する。 ⑮廃校等を活用した都市と山村の交流や体験留学などの取組みを支援する。 ⑯林業への就業意欲のある者について、林業労働研修や就労の準備等定住化に必要な資金などを支援する。もって、⑫の森林施業を確保する。</p>	<p>(2) 農山村活性化の支援 多極分散型の県土が有する7つの生活圏を踏まえて、都市が持つ情報や資金などの資源と、農山村が持つ森林環境や森林文化などの資源を活用した交流を進め、新規参入による担い手の確保やふるさとへの誇りと愛着を醸成することにより定住の促進に資するなど、農山村の活性化を図る必要があり、次のような仕組みなどについて提案します。</p> <p>(仕組みの例) ■新規参入による担い手の確保や定住の促進</p> 
<p>(3) 新たな「森林産業」の創出を支援します 循環的な森林資源の利用を活発化するため、森林療法(森林セラピー)など森林の癒しの効果や木炭の環境浄化の効果等、森林や木材等が持つ多様な機能を活用した新たな「森林産業」の創出を支援します。</p> <p>(想定される事業一覧) ○木炭の環境浄化や森林の持つ癒しの効果など、多様な機能を活用した起業を支援</p>	<p>(3) 多様な「森林産業」創出への支援 林業体験や農山村の民泊サービス、食材・薬・癒し効果など森林環境を活用して森林と人とを結びつける「森林産業」を創出したり、新たに未利用の間伐材・根株等での木質バイオマス事業や木炭化による事業等を起こす県民に対して支援を行う。</p> <p>(施策の提案) ⑰森林の癒しや木炭の環境浄化等多様な機能を活用した新たな産業の開発・事業化を支援する。</p>	<p>(3) 多様な「森林産業」創出の支援 林業体験や農山村の民泊サービス、食材・薬・癒し効果など森林環境を活用して森林と人とを結びつける「森林産業」を創出するとともに、県民が新たに未利用の間伐材や根株等の木質バイオマス利用や木炭化による利用を図る事業等を起こす場合の支援についても、検討する必要があり、次のような仕組みなどについて提案します。</p> <p>(仕組みの例) ■森林産業の起業支援</p> 